

令和7年（2025年）

旭川市議会議案

第1回定例会

令和7年2月19日開会

令和7年 月 日閉会

令和 6 年度旭川市一般会計補正予算について

令和 6 年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和 6 年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和 6 年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和6年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和6年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和6年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(旭川市事務分掌条例の一部改正)

第1条 旭川市事務分掌条例（昭和27年旭川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条子育て支援部の項の次に次のように加える。

健康保健部

- (1) 地域保健に関する事項
- (2) 健康推進に関する事項
- (3) 動物の愛護及び管理に関する事項
- (4) 保健所に関する事項

(旭川市保健所条例の一部改正)

第2条 旭川市保健所条例（平成11年旭川市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（以下「保健所」という。）の」を「の」に，「又は保健所」を「又は旭川市保健所」に改める。

第10条中「保健所」を「健康保健部」に改める。

(旭川市感染症診査協議会条例の一部改正)

第3条 旭川市感染症診査協議会条例（平成11年旭川市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健所」を「健康保健部」に改める。

(旭川市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第4条 旭川市予防接種健康被害調査委員会条例（平成28年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健所」を「健康保健部」に改める。

（旭川市食育推進会議条例の一部改正）

第5条 旭川市食育推進会議条例（平成18年旭川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健所」を「健康保健部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

組織改正に伴い、旭川市事務分掌条例等の一部を改正しようとするものである。

財産の取得について（追認）

令和元年12月11日に締結した次の契約に基づく物品の取得について、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | | |
|---|-------------|---------------------------------|
| 1 | 契 約 名 | 防火衣賃貸借 |
| 2 | 物品の種類及び数量 | 防火衣 380式 |
| 3 | 契 約 金 額 | 70,608,560円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 倉敷市連島町連島142番地の289
都ユニリース株式会社 |

（説 明）

消火活動に充てるために、取得しようとするものである。

財産の取得について（追認）

令和2年8月3日に締結した次の契約に基づく物品の取得について、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | | |
|---|-------------|-----------------------------------|
| 1 | 契 約 名 | 署活動用無線機等賃貸借 |
| 2 | 物品の種類及び数量 | 署活動用無線機 148台
イリジウム衛星携帯無線機 3台 |
| 3 | 契 約 金 額 | 22,663,872円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 旭川市1条通8丁目542番地の4
扶桑電通株式会社旭川営業所 |

（説 明）

災害時等の通信業務に充てるために、取得しようとするものである。

財産の取得について（追認）

令和2年7月22日に締結した次の契約に基づく物品の取得について、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| 1 契 約 名 | 電源キャビネット設置業務（その1） |
| 2 物品の種類及び数量 | 電源キャビネット 147台 |
| 3 契 約 金 額 | 36,571,700円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 旭川市東旭川北2条7丁目1番16号
株式会社シュンエイ電設 |

（説 明）

小中学校におけるGIGAスクール用タブレット端末の充電及び保管に充てるために、取得したものである。

財産の取得について（追認）

令和2年7月22日に締結した次の契約に基づく物品の取得について、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | | |
|---|-------------|-------------------------------|
| 1 | 契 約 名 | 電源キャビネット設置業務（その2） |
| 2 | 物品の種類及び数量 | 電源キャビネット 131台 |
| 3 | 契 約 金 額 | 31,240,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 旭川市豊岡14条9丁目3番5号
第一電気工業株式会社 |

（説 明）

小中学校におけるGIGAスクール用タブレット端末の充電及び保管に充てるために、取得したものである。

財産の取得について（追認）

令和2年7月22日に締結した次の契約に基づく物品の取得について、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | | |
|---|-------------|----------------------------|
| 1 | 契 約 名 | 電源キャビネット設置業務（その3） |
| 2 | 物品の種類及び数量 | 電源キャビネット 138台 |
| 3 | 契 約 金 額 | 25,993,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 旭川市豊岡7条4丁目3番9号
株式会社イークス |

（説 明）

小中学校におけるGIGAスクール用タブレット端末の充電及び保管に充てるために、取得したものである。

財産の取得について（追認）

令和2年7月22日に締結した次の契約に基づく物品の取得について、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1 契 約 名 | 電源キャビネット設置業務（その4） |
| 2 物品の種類及び数量 | 電源キャビネット 137台 |
| 3 契 約 金 額 | 28,479,000円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 旭川市豊岡7条4丁目3番9号
株式会社イークス |

（説 明）

小中学校におけるGIGAスクール用タブレット端末の充電及び保管に充てるために、取得したものである。

財産の取得について（追認）

令和2年7月22日に締結し、及び同年11月13日に変更契約を締結した次の契約に基づく物品の取得について、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| 1 契 約 名 | 電源キャビネット設置業務（その5） |
| 2 物品の種類及び数量 | 電源キャビネット 142台 |
| 3 契 約 金 額 | 24,970,000円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 旭川市東鷹栖1条2丁目635番地の344
藤川電設工業株式会社 |

（説 明）

小中学校におけるGIGAスクール用タブレット端末の充電及び保管に充てるために、取得したものである。

財産の取得について（追認）

令和2年7月22日に締結した次の契約に基づく物品の取得について、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| 1 契 約 名 | 電源キャビネット設置業務（その6） |
| 2 物品の種類及び数量 | 電源キャビネット 133台 |
| 3 契 約 金 額 | 22,594,000円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 旭川市東旭川北2条7丁目1番16号
株式会社シュンエイ電設 |

（説 明）

小中学校におけるGIGAスクール用タブレット端末の充電及び保管に充てるために、取得したものである。

契約の締結について（追認）

令和6年3月29日に締結した次の工事請負契約について、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-----------|--|
| 1 業 務 名 | 旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務 |
| 2 契 約 金 額 | 1, 3 5 5, 1 1 2, 0 0 0 円
(うち工事請負契約に相当する額 8 2 0, 3 8 0, 0 0 0 円) |
| 3 契約の相手方 | 札幌市白石区東札幌4条2丁目1番1号
東芝エレベータ株式会社北海道支社
東京都港区虎ノ門1丁目2番6号
みずほ東芝リース株式会社
旭川市春光5条9丁目10番6号
株式会社アサヒ
旭川市物流団地2条1丁目5番3号
旭栄ミヤコ電業株式会社
旭川市緑町13丁目2685番地の33
株式会社クマザキ電工
旭川市永山8条4丁目4番22号
株式会社三恭電設
旭川市東旭川北2条7丁目1番16号
株式会社シュンエイ電設
旭川市永山6条21丁目4番10号
新栄電設株式会社
旭川市豊岡14条9丁目3番5号 |

第一電気工業株式会社

旭川市新星町4丁目6番12号

大栄電設工業株式会社

旭川市豊岡8条1丁目1番3号

株式会社東洋電気産業

旭川市豊岡12条2丁目3番21号

西山坂田電気株式会社

旭川市東鷹栖1条2丁目635番地の344

藤川電設工業株式会社

旭川市春光7条7丁目2番21号

北星電化工業株式会社

4 契約の方法

随意契約

損害賠償の額を定めることについて

令和6年12月4日旭川市神楽5条2丁目において発生した道路管理の瑕疵による事故で損害を与えたために、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額 1, 3 2 3, 9 4 7 円

損害賠償の額を定めることについて

平成30年3月22日から23日にかけて市立旭川病院において行った手術に係る令和●年（●）第●●●号損害賠償請求控訴事件について、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額 4, 0 0 0, 0 0 0 円

損害賠償の額を定めることについて

令和5年8月10日市立旭川病院において発生した医療事故で損害を与えたために、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額 47,375,336円

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 旭川市西神楽農業構造改善センター
- (2) 旭川市西神楽公民館（同館に置く分館を含む。）

2 指定管理者

旭川市西神楽南2条3丁目
西神楽センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市市民活動交流センター

2 指定管理者

旭川市東光11条2丁目

特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンター

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市末広地域活動センター

2 指定管理者

旭川市末広東2条9丁目

旭川市末広地域活動センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市東部住民センター

2 指定管理者

旭川市東光5条2丁目

旭川市東部住民センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市北部住民センター

2 指定管理者

旭川市春光5条4丁目

旭川市北部住民センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市永山住民センター

2 指定管理者

旭川市永山7条4丁目

旭川市永山住民センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市神居住民センター

2 指定管理者

旭川市神居 2 条 1 7 丁目

旭川市神居住民センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市末広地区センター

2 指定管理者

旭川市末広2条4丁目

旭川市末広地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市豊岡地区センター

2 指定管理者

旭川市豊岡11条3丁目

旭川市豊岡地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市忠和地区センター

2 指定管理者

旭川市忠和5条5丁目

旭川市忠和地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市啓明地区センター

2 指定管理者

旭川市南5条通25丁目

旭川市啓明地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市神楽岡地区センター

2 指定管理者

旭川市神楽岡12条2丁目

旭川市神楽岡地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市新旭川地区センター

2 指定管理者

旭川市東6条4丁目

旭川市新旭川地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市北星地区センター

2 指定管理者

旭川市旭町2条8丁目

旭川市北星地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市春光台地区センター

2 指定管理者

旭川市春光台3条5丁目

旭川市春光台地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市東地区体育センター

2 指定管理者

旭川市豊岡2条5丁目

旭川市東地区体育センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川大雪アリーナ

2 指定管理者

旭川市7条通10丁目

株式会社旭川振興公社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので，議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市営牧場

2 指定管理者

旭川市江丹別町中央

江丹別産業・江丹別ファーム指定管理者グループ

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 東光児童センター
- (2) 神居児童センター
- (3) 神楽児童センター

2 指定管理者

旭川市1条通5丁目

ワーカーズコープ指定管理者グループ

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 北門児童センター
- (2) 春光住民児童センター
- (3) 永山児童センター

2 指定管理者

旭川市1条通5丁目

ワーカーズコープ指定管理者グループ

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので，議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 管理を行わせる公の施設
旭川市北彩都子ども活動センター
- 2 指定管理者
旭川市1条通7丁目
こどもクラブグループ
- 3 公の施設の管理を行わせる期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年度旭川市一般会計予算について

令和7年度旭川市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について

令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市動物園事業特別会計予算について

令和7年度旭川市動物園事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について

令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市育英事業特別会計予算について

令和7年度旭川市育英事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計予算について

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について

令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市水道事業会計予算について

令和7年度旭川市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市下水道事業会計予算について

令和7年度旭川市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市病院事業会計予算について

令和7年度旭川市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年旭川市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成 1 2 年旭川市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 8 条第 1 項本文の規定に基づく宅地造成工事許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1 件につき	10,800円
	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	19,500円
	切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	28,200円
	切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき	42,100円
	切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき	61,500円
	切土又は盛土をする	1 件につき	99,700円

	土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	
	切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1 件につき 153,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1 件につき 226,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1 件につき 307,000円
	切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 383,000円
宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成工事変更許可申請手数料	1 切土又は盛土をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積に応じ前項の宅地造成工事許可申請手数料の額	
	2 その他の変更	1 件につき 9,130円

」を

「

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事許可申請手数料又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事許可申請手数料	宅地造成又は特定盛土等に関する工事	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1 件につき 15,600円
		切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 23,500円
		切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 34,700円
		切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1 件につき 46,200円

		切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき	56,400円
		切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき	77,100円
		切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1 件につき	121,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1 件につき	193,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1 件につき	297,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1 件につき	421,000円
		切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	545,000円
	土石の堆積に関する工事	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1 件につき	11,500円
		土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	14,300円
		土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	16,300円
		土石の堆積をする土	1 件につき	18,900円

		地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	
		土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 23,600円
		土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき 28,400円
		土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1 件につき 36,500円
		土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1 件につき 41,300円
		土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1 件につき 58,200円
		土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1 件につき 89,100円
		土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1 件につき 121,000円
宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事変更許可申請手数料又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事変更許可申請手数料	宅地造成又は特定盛土等に関する工事	1 切土又は盛土をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積に応じ前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事許可申請手数料の額	
		2 その他の変更	1 件につき 12,100円
	土石の堆積に関する工事	1 土石の堆積をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに土石の堆積をする土地の面積との合計の面積に応じ前項の土石の堆積に関する工事に係る工事許可申請手数料の額	

		2	その他の変更	1 件につき	9,000円
--	--	---	--------	--------	--------

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旭川市宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例（令和 5 年旭川市条例第 2 号）附則第 3 項に規定する許可を受けた者が行う当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更許可申請手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

手数料の区分を新たに定める等のために、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め，同条第4項中「中「3歳に満たない子のある職員が，規則の定めるところにより，当該子を養育」とあり，及び」を「及び」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い，旭川市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い，旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「，第3項」を「及び前項」に，「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は」を「は」に改め，同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「，第9条，第9条の4及び第16条の5」を「及び第9条の4」に改め，同条第2項中「及び第16条の4第2項」を「，第16条の4第2項及び第16条の5第2項第1号」に，「100分の122.5」を「100分の125」に，「100分の170」を「100分の95」と，給与条例第16条の5第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」に改める。

第10条第2項中「から第9条」を「から第8条」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

国家公務員の給与改定に準じる等のために，旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

旭川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(旭川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「6級以上」を「6級又は7級」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳（市長が別に定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が別に定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が別に定める職員

第7条の3第2項中「こえて」を「超えて」に改める。

第7条の5第2項及び第7条の6第1項中「こえない」を「超えない」に改める。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「以下「扶養親族たる配偶者，」を「第3項において「扶養親族たる」に，「職員（以下「行9級職員等」という。））」を「職員」に改め、同条第2項中「主として，」を「主として」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者，」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。））については1人につき13,000円，扶養親族たる」に，「職員（以下「行8級職員等」という。））」を「職員」に，「，前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。））については1人につき10,000円とする」を「とする」に改め、同条第4項中「間（以下「特定期間」という。））」を「間」に，「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 職員が虚偽の届出又は届出の遅延によつて不当に扶養手当の支給を受けたときは、その金額を返納させ、なおその後の手当は支給しないことがある。
 - 6 第5条及び第7条の規定は、扶養手当の支給にこれを準用する。
 - 7 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の4第1項第3号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。））」に改め、同条第2項中「第9条第4項」を「第8条第5項」に改める。

第10条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「第9条第4項」を「第8条第5項」に改める。

第10条の3第3項中「職員以外の地方公務員，国家公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり，これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に，「職員（任用の事情等を考慮して市長が別に定める職員に限る。））」を「職員」に改め、同条第4項中「第9条第4項」を「第8条第5項」に改める。

第16条の3の2第1項中「に勤務」を「に勤務を」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に，「の間」を「の間（週休日等に含まれる時間を除く。））」に，「に勤務」を「に勤務を」に改め、同条第3項中「額と」を「額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつ

ては、その額に100分の150を乗じて得た額」とに改め、同項第1号中「額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を「額」に改める。

第16条の4の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条の4の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条の5の3中「，第7条の5から第9条まで，第9条の3，第9条の4及び前条」を「及び第8条」に改める。

別表1を次のように改める。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
	86	256,000	297,100	346,000	386,600					

	87	256,300	297,400	346,400	387,000					
	88	256,600	297,700	346,800	387,400					
	89	256,900	298,000	347,000	387,700					
	90	257,200	298,300	347,400	388,200					
	91	257,500	298,600	347,800	388,600					
	92	257,800	299,000	348,200	389,000					
	93	258,100	299,200	348,400	389,300					
	94		299,400	348,800	389,800					
	95		299,700	349,200	390,200					
	96		300,100	349,500	390,600					
	97		300,300	349,800	390,900					
	98		300,600	350,200	391,400					
	99		301,000	350,600	391,800					
	100		301,400	351,000	392,200					
	101		301,600	351,500	392,500					
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の8に規定する職員を除く。

別表 2 備考中「保健所」を「保健所等」に改める。

別表 3 及び別表 4 を次のように改める。

別表 3

医事職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	

定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100			
	79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500			
	80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900			

	81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300			
	82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800			
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200			
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600			
	85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000			
	86		294,100	331,700	352,500	396,500			
	87		294,300	332,000	352,800	396,900			
	88		294,500	332,300	353,100	397,300			
	89		294,900	332,600	353,500	397,700			
	90		295,100	332,800	353,800	398,200			
	91		295,300	333,200	354,100	398,600			
	92		295,500	333,500	354,400	399,000			
	93		295,900	333,700	354,700	399,400			
	94		296,100	334,000	355,100				
	95		296,300	334,300	355,500				
	96		296,600	334,600	355,900				
	97		296,900	334,800	356,400				
	98		297,100	335,100	356,800				
	99		297,300	335,400	357,200				
	100		297,600	335,600	357,600				
	101		297,900	335,800	358,100				
	102		298,100	336,000					
	103		298,300	336,400					
	104		298,600	336,600					
	105		298,900	336,800					
	106			337,200					
	107			337,600					
	108			338,000					
	109			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000	円 433,400

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

別表 4

保健看護職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700

定年前再任用短時間勤務職員以	41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900
	42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900
	43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000
	44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100
	45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100
	46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600
	47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
	48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
	49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
	50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
	51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
	52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
	53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
	54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
	55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
	56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
	57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
	58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	
	59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	
	60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	
	61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	
	62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	
	63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	
	64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	
	65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	
	66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	
	67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	
	68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	
	69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	
	70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
	71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
	72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
	73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
	74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
	75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
	76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
	77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
	78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
	79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
	80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
	81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
	82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
	83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
	84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500	
	85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	
	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	398, 300	

外の職員	87	286,600	313,900	351,500	370,200	398,800	
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	399,200	
	89	287,600	315,800	352,900	371,000	399,600	
	90	288,100	316,900	353,500	371,500	400,000	
	91	288,600	317,900	354,100	371,900	400,500	
	92	289,100	318,900	354,700	372,200	400,900	
	93	289,600	319,700	355,100	372,800	401,300	
	94	290,200	320,400	355,500	373,300	401,700	
	95	290,800	321,100	356,000	373,800	402,200	
	96	291,400	321,700	356,400	374,300	402,600	
	97	292,000	322,200	356,900	374,900	403,000	
	98	292,500	322,500	357,300	375,400	403,400	
	99	293,000	323,100	357,800	375,900	403,900	
	100	293,500	323,700	358,200	376,300	404,300	
	101	294,000	324,100	358,500	376,900	404,700	
	102	294,500	324,700	359,000	377,400		
	103	295,000	325,300	359,400	377,900		
	104	295,400	325,800	359,700	378,400		
	105	295,800	326,200	360,100	379,000		
	106	296,300	326,700	360,600	379,400		
	107	296,800	327,200	361,100	379,900		
	108	297,100	327,700	361,600	380,400		
	109	297,300	328,100	362,100	381,000		
	110	297,600	328,500	362,600			
	111	297,800	328,800	363,100			
	112	298,100	329,100	363,500			
	113	298,400	329,400	363,900			
	114	298,600	329,800	364,300			
	115	298,900	330,100	364,800			
	116	299,100	330,400	365,300			
	117	299,400	330,600	365,700			
	118	299,700	330,900	366,200			
	119	300,000	331,200	366,700			
	120	300,300	331,400	367,200			
	121	300,600	331,600	367,500			
	122	301,000	331,900				
	123	301,300	332,200				
	124	301,600	332,500				
	125	301,800	332,700				
	126	302,000	333,000				
	127	302,300	333,400				
	128	302,700	333,600				
	129	302,900	333,800				
	130	303,200	334,000				
	131	303,600	334,400				
	132	304,000	334,600				

	133	304, 200	334, 900				
	134	304, 500	335, 300				
	135	304, 800	335, 700				
	136	305, 100	336, 100				
	137	305, 300	336, 400				
	138	305, 600	336, 800				
	139	305, 900	337, 200				
	140	306, 200	337, 600				
	141	306, 400	337, 900				
	142	306, 800	338, 300				
	143	307, 200	338, 600				
	144	307, 500	339, 000				
	145	307, 700	339, 300				
	146	307, 900	339, 700				
	147	308, 200	340, 100				
	148	308, 600	340, 500				
	149	308, 800	340, 800				
	150	309, 000	341, 200				
	151	309, 300	341, 600				
	152	309, 600	342, 000				
	153	310, 000	342, 300				
	154	310, 200					
	155	310, 400					
	156	310, 700					
	157	311, 000					
	158	311, 300					
	159	311, 600					
	160	311, 900					
	161	312, 300					
	162	312, 600					
	163	312, 900					
	164	313, 200					
	165	313, 600					
	166	313, 900					
	167	314, 200					
	168	314, 500					
	169	314, 900					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 239, 700	円 260, 200	円 267, 500	円 277, 900	円 294, 300	円 331, 900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

別表 6 の 1 級の項中「及び歯科医師」を「， 歯科医師及び公衆衛生主幹」に改め， 同表 2 級の項中「次長」を「保健所長， 次長」に改め， 同表 3 級の項中「保健所長及び公衆衛生 監」を「部長及び技監」に改める。

（旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年旭川市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 2 項中「改正後の給与条例」を「旭川市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例（令和 7 年旭川市条例第 号）第 1 条（第 1 6 条の 4 の 2 第 3 号及び第 4 号並び に第 1 6 条の 4 の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の改正規定を除く。）による改正後の旭 川市職員の給与に関する条例」に， 「， 第 7 条の 5 から第 9 条まで， 第 9 条の 3， 第 9 条の 4 及び第 1 6 条の 5 の 2」を「及び第 8 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は， 令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし， 第 1 条中旭川市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 1 6 条の 4 の 2 第 3 号 及び第 4 号並びに第 1 6 条の 4 の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の改正規定（以下「人の 資格に関する改正規定」という。）並びに附則第 6 項の規定は， 同年 6 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 施行日の前日において給与条例別表 1， 別表 3 及び別表 4 の給料表の適用を受けていた職 員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級 であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は， 施行 日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給 （同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした 職員の新号給については， その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたもの とした場合との権衡上必要と認められる限度において， 市長の定めるところにより， 必要な 調整を行うことができる。

（令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 条（人の資格に関する改正規定を除く。）の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が別に定める職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

と、同条
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
第 3 項中「13, 000 円」とあるのは「11, 500 円」と、「とする」とあるのは「
前項第 6 号に該当する扶養親族については 3, 000 円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

5 改正後の給与条例第 10 条の 3 第 3 項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者に関する経過措置）

6 刑法等一部改正法等（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）第 441 条第 1 項の刑法等一部改正法等をいう。）及びこの条例（第 1 条（人の資格に関する改正規定に限る。）の規定に限る。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条（人の資格に関する改正規定に限る。）の規定による改正後の旭川市職員の給与に関する条例第 16 条の 4 の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（規則への委任）

7 附則第 2 項から附則第 5 項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		

52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98	94					
103	99	95					
104	100	96					
105	101	97					
106	102	98					
107	103	99					
108	104	100					

109	105	101					
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 医事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	

54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82	78			
87	83	83	79			
88	84	84	80			
89	85	85	81			
90	86	86	82			
91	87	87	83			
92	88	88	84			
93	89	89	85			
94	90	90	86			
95	91	91	87			
96	92	92	88			
97	93	93	89			
98	94	94	90			
99	95	95	91			
100	96	96	92			
101	97	97	93			
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					

ウ 保健看護職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41

54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98	94	
103	99	99	95	
104	100	100	96	
105	101	101	97	
106	102	102	98	
107	103	103	99	
108	104	104	100	
109	105	105	101	
110	106	106		

111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

(説 明)

国家公務員の給与改定に準じる等のために、旭川市職員の給与に関する条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和39年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「，特定任期付職員業績手当及び」を「及び」に改める。

第5条第4項中「その者」を「当該職員」に改め，同条第5項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に，「6級以上」を「6級又は7級」に改め，同条第6項を次のように改める。

6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は，同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり，かつ，同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし，昇給させる場合の昇給の号給数は，勤務成績に応じて管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳（管理者が別に定める職員にあつては，56歳以上の年齢で管理者が別に定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 企業職員行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして管理者が別に定める職員

第5条の3第2項中「こえて」を「超えて」に改める。

第8条第1項中「配偶者と」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と」に改め、同条第2項中「職員以外の地方公務員，国家公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり，これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に，「職員（任用の事情等を考慮して管理者が別に定める職員に限る。）」を「職員」に改める。

第12条の3第1項中「に勤務」を「に勤務を」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に，「の間」を「の間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に，「に勤務」を「に勤務を」に改める。

第16条の2の2を削る。

第20条中「，第6条の2第2項及び第15条から第16条の3まで」を「及び第16条の3」に改める。

第20条の2中「，第14条並びに」を「並びに」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1

企業職員行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
	86	256,000	297,100	346,000	386,600					

	87	256,300	297,400	346,400	387,000					
	88	256,600	297,700	346,800	387,400					
	89	256,900	298,000	347,000	387,700					
	90	257,200	298,300	347,400	388,200					
	91	257,500	298,600	347,800	388,600					
	92	257,800	299,000	348,200	389,000					
	93	258,100	299,200	348,400	389,300					
	94		299,400	348,800	389,800					
	95		299,700	349,200	390,200					
	96		300,100	349,500	390,600					
	97		300,300	349,800	390,900					
	98		300,600	350,200	391,400					
	99		301,000	350,600	391,800					
	100		301,400	351,000	392,200					
	101		301,600	351,500	392,500					
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3

企業職員医事職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	

定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	393,100			
	79	255,100	292,200	329,000	350,100	393,500			
	80	255,300	292,500	329,500	350,400	393,900			

	81	255,500	292,800	330,000	350,900	394,300			
	82	255,800	293,100	330,400	351,200	394,800			
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	395,200			
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	395,600			
	85	256,500	293,900	331,300	352,200	396,000			
	86		294,100	331,700	352,500	396,500			
	87		294,300	332,000	352,800	396,900			
	88		294,500	332,300	353,100	397,300			
	89		294,900	332,600	353,500	397,700			
	90		295,100	332,800	353,800	398,200			
	91		295,300	333,200	354,100	398,600			
	92		295,500	333,500	354,400	399,000			
	93		295,900	333,700	354,700	399,400			
	94		296,100	334,000	355,100				
	95		296,300	334,300	355,500				
	96		296,600	334,600	355,900				
	97		296,900	334,800	356,400				
	98		297,100	335,100	356,800				
	99		297,300	335,400	357,200				
	100		297,600	335,600	357,600				
	101		297,900	335,800	358,100				
	102		298,100	336,000					
	103		298,300	336,400					
	104		298,600	336,600					
	105		298,900	336,800					
	106			337,200					
	107			337,600					
	108			338,000					
	109			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000	円 433,400

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で、管理者が別に定めるものに適用する。

別表第4

企業職員保健看護職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700

定年前再 任用 短時間勤 務職員以	41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900
	42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900
	43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000
	44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100
	45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100
	46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600
	47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
	48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
	49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
	50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
	51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
	52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
	53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
	54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
	55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
	56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
	57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
	58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	
	59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	
	60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	
	61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	
	62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	
	63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	
	64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	
	65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	
	66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	
	67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	
	68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	
	69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	
	70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
	71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
	72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
	73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
	74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
	75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
	76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
	77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
	78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	
	79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500	
	80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
	81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
	82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
	83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
	84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500	
	85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	
	86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	398, 300	

外の 職員	87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	398, 800	
	88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	399, 200	
	89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	399, 600	
	90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	400, 000	
	91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	400, 500	
	92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	400, 900	
	93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	401, 300	
	94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	401, 700	
	95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	402, 200	
	96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	402, 600	
	97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	403, 000	
	98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	403, 400	
	99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	403, 900	
	100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	404, 300	
	101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	404, 700	
	102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400		
	103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900		
	104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400		
	105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000		
	106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400		
	107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900		
	108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400		
	109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000		
	110	297, 600	328, 500	362, 600			
	111	297, 800	328, 800	363, 100			
	112	298, 100	329, 100	363, 500			
	113	298, 400	329, 400	363, 900			
	114	298, 600	329, 800	364, 300			
	115	298, 900	330, 100	364, 800			
	116	299, 100	330, 400	365, 300			
	117	299, 400	330, 600	365, 700			
	118	299, 700	330, 900	366, 200			
	119	300, 000	331, 200	366, 700			
	120	300, 300	331, 400	367, 200			
	121	300, 600	331, 600	367, 500			
	122	301, 000	331, 900				
	123	301, 300	332, 200				
	124	301, 600	332, 500				
	125	301, 800	332, 700				
	126	302, 000	333, 000				
	127	302, 300	333, 400				
	128	302, 700	333, 600				
	129	302, 900	333, 800				
	130	303, 200	334, 000				
	131	303, 600	334, 400				
	132	304, 000	334, 600				

	133	304, 200	334, 900				
	134	304, 500	335, 300				
	135	304, 800	335, 700				
	136	305, 100	336, 100				
	137	305, 300	336, 400				
	138	305, 600	336, 800				
	139	305, 900	337, 200				
	140	306, 200	337, 600				
	141	306, 400	337, 900				
	142	306, 800	338, 300				
	143	307, 200	338, 600				
	144	307, 500	339, 000				
	145	307, 700	339, 300				
	146	307, 900	339, 700				
	147	308, 200	340, 100				
	148	308, 600	340, 500				
	149	308, 800	340, 800				
	150	309, 000	341, 200				
	151	309, 300	341, 600				
	152	309, 600	342, 000				
	153	310, 000	342, 300				
	154	310, 200					
	155	310, 400					
	156	310, 700					
	157	311, 000					
	158	311, 300					
	159	311, 600					
	160	311, 900					
	161	312, 300					
	162	312, 600					
	163	312, 900					
	164	313, 200					
	165	313, 600					
	166	313, 900					
	167	314, 200					
	168	314, 500					
	169	314, 900					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 239, 700	円 260, 200	円 267, 500	円 277, 900	円 294, 300	円 331, 900

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、管理者が別に定めるものに適用する。

(旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「改正後の給与条例」を「旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年旭川市条例第 号）第1条の規定による改正後の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「第6条の2第2項及び第15条から第16条の3まで」を「及び第16条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(号給の切替え)

- 2 施行日の前日において旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1、別表第3及び別表第4の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例第8条第2項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 企業職員行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		

52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98	94					
103	99	95					
104	100	96					
105	101	97					
106	102	98					
107	103	99					
108	104	100					

109	105	101					
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 企業職員医事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	

54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82	78			
87	83	83	79			
88	84	84	80			
89	85	85	81			
90	86	86	82			
91	87	87	83			
92	88	88	84			
93	89	89	85			
94	90	90	86			
95	91	91	87			
96	92	92	88			
97	93	93	89			
98	94	94	90			
99	95	95	91			
100	96	96	92			
101	97	97	93			
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					

ウ 企業職員保健看護職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41

54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98	94	
103	99	99	95	
104	100	100	96	
105	101	101	97	
106	102	102	98	
107	103	103	99	
108	104	104	100	
109	105	105	101	
110	106	106		

111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

(説 明)

国家公務員の給与改定に準じるために，旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の旅費に関する条例（昭和36年旭川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に，「第36条―第38条」を「第37条―第42条」に改める。

第2条第1項第3号中「職員については，その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者が認める場合には，その住所，居所その他出張命令権者が認める場所」を離れて旅行し，又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」に改め，同項第5号中「若しくはその扶養親族又は」を「又は」に，「根拠地」を「根拠」に改め，同項第6号中「扶養親族」を「家族」に，「職員の配偶者（届出をしない）」を「普通旅行にあつては，職員の配偶者（婚姻の届出をしていない）」に，「婚いん」を「婚姻」に，「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい，特別旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする」に改め，同項に次の1号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市長が別に定める者（以下「旅行者等」という。）であつて，市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が別に定めるものを旅行者に提供することを約し，かつ，市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項に

において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 この条例において「在勤地」という場合には、在勤庁から半径20キロメートル以内の地域をいうものとする。

第3条第5項を次のように改める。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第6項中「交通機関等の事故」を「天災その他市長が別に定める事情」に、「そう失」を「喪失」に改め、同条に次の1項を加える。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第3項中「を変更(取消を含む。以下同じ。)」を「の変更を」に、「自から」を「自ら」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項本文中「は出張命令等」を「は、出張命令等」に、「これを変更」を「その変更を」に、「当該旅行に関する事項を記載」を「市長が別に定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、出張命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項を次のように改める。

- 5 前項ただし書の規定により出張命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに出張命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「された」を「を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「変更申請」を「変更の申請」に改め、同条第3項中「せず」を「せず、」に、「、その変更」を「その変更」に改める。

第6条第1項中「日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費」

を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊日当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に、「とする」を「とし、これらの内容については、次章及び第3章に定めるところによる」に改め、同条第2項から第14項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条本文中「最も」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第12条から第22条まで及び第28条から第35条までに規定する種類及び内容に基づき、最も」に、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「天災、」を「天災」に、「によつて旅行」を「により旅行」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条 削除

（在勤庁以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第9条 在勤庁又は旅行地以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁又は旅行地以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁又は旅行地から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

第10条 削除

第11条に見出しとして「（年度経過等による区分）」を付し、同条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」を「移動中」に、「又は車賃（扶養親族移転料）」を「、車賃及びその他の交通費（家族移転費）」に、「の旅費に」を「に」に改める。

第12条から第14条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第15条第1項を次のように改める。

車賃は、公務について自家用自動車を利用する移動に要する費用とし、その額は、１キロメートルにつき３７円とする。

第１５条第２項ただし書を削る。

第１６条から第２２条までを次のように改める。

（その他の交通費）

第１６条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び自家用自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前２号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前３号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第１７条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、１９，０００円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して市長が別に定める額（次条において「普通旅行宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第１８条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び当該宿泊に係る普通旅行宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊日当）

第１９条 宿泊日当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、１夜当たり２，４００円とする。

２ 宿泊日当の額は、前２条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号

に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の
3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の
額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊日当の額は、第1項で定める額とする。ただし、当該移動に係り支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る宿泊日当は支給しない。
（転居費）

第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項に規定する場合の家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。第3項、同条第1項及び第25条第2項において同じ。）の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合 当該運送に要する額（複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限る。）

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合 前号の規定にかかわらず、当該運送に要する
額

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合 当該運送に要する額又は運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額のいずれか少ない額

2 前項の額の算定に当たっては、第12条から前条まで、次条及び第22条の規定により支給を受ける費用並びに市費による支給が適当でない費用として市長が別に定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引いて支給するものとし、当該支給又は当該支払を受ける金額が当該転居費の額以上であ

る場合には、転居費を支給しない。

(着後滞在費)

第21条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊日当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第22条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊日当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第23条第1号中「普通旅客運賃額」を「第12条第1項第1号に掲げる費用の額」に改め、同条第2号中「バス代実費額」を「第15条第1項に規定する額」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) その他の交通費 第16条第1号に掲げる費用の額

第23条に次の2号を加える。

- (4) 宿泊費 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、第17条に規定する費用の額

- (5) 宿泊日当 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、第19条に規定する費用の額

第24条を削る。

第23条の2の見出し中「移転料」を「転居費」に改め、同条中「に居住すること又はこれをあけ渡すこと」を「への入居又は退去」に、「別表第1の鉄道100キロメートル未満の場合の移転料定額の2分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）」を「第20条に規定する転居費に相当する額」に改め、同条を第24条とする。

第25条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は帰住について、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める旅費とする。

(1) 職員が出張のための普通旅行中に退職等となつた場合 出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための普通旅行中に退職等となつた場合 赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第26条第1項各号列記以外の部分中「は、次の各号に規定する」を「(死亡手当に係るものを除く。)は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 職員が出張のための普通旅行中に死亡した場合 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための普通旅行中に死亡した場合 前号に定める旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

第26条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「順位は」を「順位は、」に、「年長者」を「, 年長者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)とする。

第27条ただし書中「日当及び食卓料」を「宿泊日当」に改める。

第28条から第32条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第28条 鉄道賃は、第12条に規定する鉄道及び外国におけるこれに相当するものその他市長が別に定めるものを利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公

務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第29条 船賃は、第13条に規定する船舶及び外国におけるこれに相当するものその他市長が別に定めるものを利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第30条 航空賃は、第14条に規定する航空機及び外国におけるこれに相当するものその他市長が別に定めるものを利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場

合には、最下級の運賃の額とする。ただし、運賃の等級が３以上に区分された航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第３１条 その他の交通費は、第１６条各号に掲げる費用及び外国におけるこれらに相当する費用その他市長が別に定める費用（同条第２号から第４号までに掲げる費用及び外国におけるこれらに相当する費用その他市長が別に定める費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（宿泊費）

第３２条 宿泊費は、第１７条に規定する費用とし、その額は、３６，０００円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して市長が別に定める額（次条において「特別旅行宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第３８条を第４２条とする。

第３７条中「若しくは第６４条の規定に該当する理由」を「又は第６４条の規定に該当する事由」に、「旅費若しくは費用」を「旅費」に改め、同条を第４０条とし、同条の次に次の１条を加える。

（旅費の返納）

第４１条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

第３６条第１項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「場合には」を「場合において、」に、「こえた」を「超えた」に、「場合において」を「とき」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第３９条とし、第４章中同条の前に次の２条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第３７条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第１２条第１項各号、第１３条第１項各号、第１４条第１項各号、第１６条各号、第２３条第１号及び第３号、第２８条第１項各号、第２９条第１項各号並びに第３０条第１項各号に掲げる各費用並びに第３１条に規定する費用について、当該各条及び第７条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各費用ごと

のいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊日当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊日当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種類について、第7条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条第1項、第23条第4号、第24条、第32条、第33条及び第35条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（通勤手当との調整）

第38条 旅行者が旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）第10条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

第35条を削る。

第34条第1項中「の額は、520,000円」を「は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第3章中第36条とする。

第33条の見出しを「（渡航雑費）」に改め、同条中「旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料」を「渡航雑費は、特別旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用」に、「の実費額による」を「その他特別旅行に必要なものとして市長が別に定める費用の額とする」に改め、同条を第35条とする。

第32条の次に次の2条を加える。

（包括宿泊費）

第33条 包括宿泊費は、第18条に規定する費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び当該宿泊に係る特別旅行宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊日当）

第34条 宿泊日当は、第19条第1項に規定する費用とし、その額は、1夜当たり5,400円とする。

- 2 第19条第2項の規定は、宿泊日当の額について準用する。この場合において、同項中「前2条」とあるのは、「第32条及び第33条」と読み替えるものとする。

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊日当の額は、第1項で定める額とする。ただし、当該移動に係り支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当

するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。
別表第1及び別表第2を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の旭川市職員の旅費に関する条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同条第3項の規定により当該出張命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び宿泊料」を「、その他の交通費及び宿泊費」に改める。

（説 明）

旅費の種類等を変更する等のために、旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに
水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに
水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する
条例

旭川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「）の」を「）において」に、「課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を「課程」に、「2年以上水道」を「3年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この項において「水道等」という。））」に，「者」を「者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」に改め，同項第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に，「課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「課程」に，「3年以上水道」を「4年以上水道等」に，「者」を「者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」に改め，同項第3号中「高等専門学校」を「高等専門学校（次号において「短期大学等」という。））」に，「修了した後」を「修了した後。次号において同じ。」に，「水道」を「水道等」に，「者」を「者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」に改め，同項第8号中「水道に」を「水道等に」に，「もの

で」を「もの（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）で」に改め、同号を同項第１０号とし、同項第７号中「若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号」を「から第６号まで」に、「課程又は学科目」を「課程」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第９号とし、同項第６号中「１年以上，」を「２年以上，」に、「２年以上水道」を「３年以上水道等」に、「もの」を「もの（第１号の規定による卒業をした者にあつては１年以上，第２号の規定による卒業をした者にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」に改め、同号を同項第８号とし、同項第５号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第７号とし、同項第４号中「中等教育学校」を「中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第３条第１項第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第３条第１項に次の１号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて，３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第３条第２項を次のように改める。

- 2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第１号中「３年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上

の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した

経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあっては3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者にあっては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

第4条第1項第2号中「又は第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の工学」を「工学」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「又は第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

第4条第2項中「1, 000立方メートル」を「1万立方メートル」に、「前項第2号」を「前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号」に、「それぞれ」を「同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

水道法施行令等の一部改正に伴い、旭川市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正しようとするものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例

(旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正)

第2条 旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和34年旭川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の表第13条第1項第2号の項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正)

第3条 旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和34年旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(旭川市公害防止条例の一部改正)

第4条 旭川市公害防止条例（昭和46年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「第34条,」を「第34条又は」に,「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(旭川市屋外広告物条例の一部改正)

第5条 旭川市屋外広告物条例(平成11年旭川市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第34条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(旭川市空港管理条例の一部改正)

第6条 旭川市空港管理条例(昭和41年旭川市条例第10号)の一部を次のように改正する。
第23条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例の一部改正)

第7条 旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例(平成26年旭川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(旭川市消防団員の定員並びに任免等に関する条例の一部改正)

第8条 旭川市消防団員の定員並びに任免等に関する条例(昭和26年旭川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例(昭和46年旭川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(旭川市排水工事指定店条例の一部改正)

第10条 旭川市排水工事指定店条例(平成12年旭川市条例第93号)の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第11条 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年旭川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第5項から第11項まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（第4条，第5条，第7条及び第11条の規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。
- 3 刑法等一部改正法等（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）第441条第1項の刑法等一部改正法等をいう。）及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は，第3条の規定による改正後の旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例第14条第1項第1号（旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例第6条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(説 明)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い，関係条例を整理しようとするものである。

旭川市条例の読点の表記を改める条例の制定について

旭川市条例の読点の表記を改める条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市条例の読点の表記を改める条例

次に掲げる本市の条例において、読点として表記する「，」を「、」に改める。

- (1) この条例の施行の際現に効力を有する条例
- (2) この条例の施行の際現に公布されている条例のうち、いまだ効力を有しない条例

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

本市の条例において、読点として表記する「，」を「、」に改めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例

旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年旭川市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表中

「	勤 務 年 数	
		3 0 年以上
		円 979, 000
		909, 000
		849, 000
		809, 000

734,000
689,000

」を

「

勤 務 年 数		
	30年以上 35年未満	35年以上
	円 979,000	円 1,079,000
	909,000	1,009,000
	849,000	949,000
	809,000	909,000
	734,000	834,000
	689,000	789,000

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(説 明)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令等の一部改正に伴い、旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市宿泊税条例の制定について

旭川市宿泊税条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市宿泊税条例

(課税の根拠)

第1条 誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、観光の振興に関する事業に必要な経費に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (2) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (3) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）において使用する用語の例による。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）に在籍する幼児，児童，生徒又は学生であつて，当該学校が主催する修学旅行その他の行事に参加しているもの

(2) 次に掲げる施設を利用する満 3 歳以上の幼児であつて，当該施設が主催する行事（当該施設全体又は各年の 3 月 31 日における年齢によって区分した集団ごとで実施されるものに限る。）に参加しているもの

ア 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業，同条第 10 項に規定する小規模保育事業，同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業若しくは同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設，同法第 39 条第 1 項に規定する保育所又は同法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出をした施設

(3) 前 2 号に規定する行事の引率者

（税率）

第 5 条 宿泊税の税率は，宿泊者 1 人 1 泊につき 200 円とする。

（減免）

第 6 条 市長は，天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り，宿泊税を減免することができる。

（徴収の方法）

第 7 条 宿泊税は，特別徴収の方法によって徴収する。

（特別徴収義務者）

第 8 条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は，宿泊施設を営業者とする。

2 前項の規定にかかわらず，市長は，必要があると認めるときは，宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は，当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

（特別徴収義務者の申告等）

第 9 条 宿泊施設を営もうとする者は，当該宿泊施設の経営を開始する日の前日まで（前条第 2 項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては，当該指定を受けた日から

10日以内)に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該事項を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申告書を提出する者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 宿泊施設の客室数その他設備の概要

(4) 経営開始予定年月日(当該申告書を提出する日において既に当該宿泊施設の経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日)

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったもの又は変更したものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

5 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第10条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管

理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から１０日を経過した日とする。

- ２ 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から１０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第１１条 前条第２項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第１項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

- ２ 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- ３ 第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から１０日以内とする。

（申告納入）

第１２条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から同月末日までに徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該納入申告書に係る納入金を納入書によって納入（以下「申告納入」という。）しなければならない。

- ２ 特別徴収義務者は、規則で定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合には、前項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定により提出すべき納入申告書の提出期限と同一の期限とする。ただし、宿泊施設の経営を１月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から１月以内にこれを申告納入しなければならない。

１月及び２月	３月
４月及び５月	６月
７月及び８月	９月
１０月及び１１月	１２月

- 3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

- 3 市長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(不足金額等の納入の手続)

第14条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第12条第1項又は第2項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第12条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間、当該帳簿を保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊数、宿泊税の課税対象となる宿泊数及び宿泊税額

(2) その他市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間、当該書類を保存しなければならない。

(1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) その他市長が必要と認める書類

(関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第16条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第17条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳

簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（市税に関する法令の規定の適用）

第18条 第16条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定により関係帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は関係帳簿を隠匿した者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して関係帳簿を5年間保存しなかった者
- (3) 第15条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は関係書類を隠匿した者
- (4) 第15条第2項の規定に違反して関係書類を2年間保存しなかった者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して

も、同項の罰金刑を科する。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第20条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であつて、条例で指定するものとする。

（賦課徴収）

第21条 宿泊税の賦課徴収は、法令又はこの条例に定めるもののほか、旭川市税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第3条の2第1項中「この条例又はこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例、旭川市宿泊税条例（令和7年旭川市条例第 号）又はこれらの条例に基づく規則」と、同条例第8条第1項中「又はこの条例」とあるのは「この条例又は旭川市宿泊税条例」と、同条例第11条各号列記以外の部分中「又は第146条第1項若しくは第2項」とあるのは「第146条第1項若しくは第2項又は旭川市宿泊税条例第12条第1項若しくは第2項」と、同条第1号中「又は第134条第3項」とあるのは「第134条第3項又は旭川市宿泊税条例第12条第1項若しくは第2項」とする。

（賦課徴収の方法の特例、道宿泊税に係る督促等）

第22条 宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）により、その宿泊者に課する税（以下この条において「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（適用区分）

2 この条例に基づく宿泊税の賦課徴収については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 第8条第2項の規定による特別徴収義務者の指定、第10条第1項の規定による納税管理人の申告及び承認並びにこれらに関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 この条例の公布の日以後で規則で定める日において現に宿泊施設を経営している者又は同日から施行日の前日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、同日までに、第9条第1項の規定の例により申告書を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定により申告をした者は、その申告をした事項に異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。
- 6 附則第4項の規定により申告をした者は、宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 附則第4項の規定により申告をした者は、施行日において第9条第1項の規定による申告をしたものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

- 8 当分の間、第14条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(検討)

- 9 市長は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(説明)

宿泊税を課するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

旭川市民生委員の定数を定める条例（平成27年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「786人」を「783人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（説 明）

民生委員の定数を改定するために、旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第6号及び第26条第1項第6号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市
条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第7項ただし書中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に
伴い，旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
しようとするものである。

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成
25年旭川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第90条第4項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ
スの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市指定障害福祉サービ
スの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第46条第4項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第31条第5項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第12項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号まで中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第47条第1項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第9項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号まで中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第12項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第10項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附則第6条第1項ただし書中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第5号及び同条第9項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第3号まで中「5人」を「3人」に改める。

第12条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第12条の6の6中「24万円」を「26万円」に改める。

第17条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第17条の5第1項及び第2項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号から第3号までの改正規定は、同年9月6日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（第2条第1項第1号から第3号までの改正規定を除く。）による改正後の旭川

市国民健康保険条例の規定は，令和 7 年度分の保険料から適用し，令和 6 年度分までの保険料については，なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い，旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年
旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第150条第1項，第185条第1項並びに第192条第1項第1号，第2号及び第4号中
「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市指
定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとす
るものである。

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成
25 年旭川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 155 条第 13 項中「，栄養士又は」を「，栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川
市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正し
ようとするものである。

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準
等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第
32号）の一部を次のように改正する。

第132条第1項，第169条第1項並びに第176条第1項第1号，第2号及び第4号中
「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立旭川病院使用料及び手数料条例（昭和27年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

分娩料		80,000円	1児増すごとに5割加算とする。また、時間外については2割加算とする。
-----	--	---------	------------------------------------

」を

「

分娩料		150,000円	(1) 多胎の場合は、1児増すごとに5割加算とする。 (2) 休日及び時間外の出産の場合は、2割（多胎の場合には、(1)に定める割合を加算した額に2割）加算とする。 (3) 「休日」とは、旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。 (4) 「時間外」とは、休日以外の日の午前0時から午前8時まで及び午後6時から午後12時までをいう。
-----	--	----------	---

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(説 明)

分娩料の額を改定する等のために、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市工場立地法準則条例の制定について

旭川市工場立地法準則条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市工場立地法準則条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 3 4 年法律第 2 4 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域（以下「準工業区域」という。）	1 0 0 分の 1 0 以上	1 0 0 分の 1 5 以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域（以下「工業区域」という。）	1 0 0 分の 5 以上	1 0 0 分の 1 0 以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域の定めのない区域（以下「用途地域の定めのない区域」という。）	1 0 0 分の 5 以上	1 0 0 分の 1 0 以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省, 厚生省, 農林省, 通商産業省, 運輸省令第1号。以下「省令」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については, 敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が準工業区域, 工業区域, 用途地域の定めのない区域又はこれらの区域以外の区域(以下「その他区域」という。)のうち2以上の区域にわたる場合においては, 当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき, 準工業区域, 工業区域又は用途地域の定めのない区域のいずれかの区域の敷地割合が最も高いとき(工業区域及び用途地域の定めのない区域の敷地割合が同じときであって, その敷地割合が最も高いときを含む。)にあっては当該敷地割合が最も高い区域に係る第3条の表の規定を当該敷地の全部に適用し, その他区域の敷地割合が最も高いときにあっては同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

2 前項の場合において, 準工業区域及び工業区域又は用途地域の定めのない区域の敷地割合が同じとき(その他区域の敷地割合が最も高い場合を除く。)は準工業区域に係る第3条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し, 準工業区域, 工業区域又は用途地域の定めのない区域及びその他区域の敷地割合が同じとき(その他区域の敷地割合が最も高い場合に限る。)は同表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

(隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については, 市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日以前に設置され, 又は同日において設置のための工事が行われていた特定工場において, 生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われる

ときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則備考第1項第2号及び第3号並びに備考第3項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる法準則の規定中同表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値に読み替えるものとする。

読み替える 法準則の規定	読み替えられる数値	読み替える数値	
		準工業区域	工業区域及び用途地域の定めのない区域
備考第1項第2号及び第3項第1号	0.2	0.1	0.05
備考第1項第3号及び第3項第2号	0.25	0.15	0.1

(説明)

工場立地に関する準則に代えて適用すべき準則を定めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の
設置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設
の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市高齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する
条例（平成25年旭川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は，令和7年6月1日から施行する。

（説 明）

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い，旭川市高
齢者，障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一
部を改正しようとするものである。

旭川市いじめ防止対策推進基金条例の制定について

旭川市いじめ防止対策推進基金条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市いじめ防止対策推進基金条例

(設置)

第1条 いじめの防止等のための対策の推進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市いじめ防止対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、いじめの防止等のための対策の推進に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市いじめ防止対策推進基金を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
の制定について

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条－第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受

けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、旭川市子ども・子育て審議会条例（平成21年旭川市条例第7号）で定める旭川市子ども・子育て審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児

に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児

の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
2 階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 避難上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常 用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分か

らその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所，幼稚園，認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ，かつ，専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって，保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され，かつ，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２４条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ，乳児等通園支援事業の特性に留意して，利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２５条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は，利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり，乳児等通園支援の内容等につき，その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２６条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は，次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ，当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年旭川市条例第５７号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３１年旭川市条例第１７号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年旭川市条例第５１号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年旭川市条例第４８号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説 明)

乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第35条第2号中「本市」を「本市等」に，「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。ただし，第35条第2号の改正規定（「本市」を「本市等」に改める部分に限る。）は，公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い，旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例の一部を改正する条例

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

食事の提供に係る規定を整備するために、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

旭川市子ども医療費助成条例（昭和48年旭川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（説 明）

助成の範囲を変更するために、旭川市子ども医療費助成条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の
一部を改正する条例

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年旭川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号及び第2号中「ひとり親家庭」を「ひとり親家庭等」に改める。

第4条中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。ただし、第2条第3項第1号及び第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

助成の範囲を変更する等のために、旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市公民館条例の一部を改正する条例

旭川市公民館条例（昭和34年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1中「

旭川市江丹別公民館 嵐山分館

旭川市江丹別町嵐山

」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市江丹別公民館嵐山分館を廃止するために、旭川市公民館条例の一部を改正しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 業 務 名 | 大雪クリスタルホール照明装置更新業務 |
| 2 契 約 金 額 | 354,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 旭川市東光3条3丁目1番10号
東邦電設株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

次のとおり旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 指定する郵便局の名称

東旭川郵便局，旭川五条郵便局，旭川緑が丘郵便局，旭川九条郵便局，旭川神楽郵便局，旭川忠和郵便局，イオンモール旭川西内郵便局，旭川北郵便局，永山南郵便局，旭川春光台郵便局，旭川東郵便局，旭川中央郵便局及び永山郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第6号及び第7号に掲げる事務

3 指定する郵便局において事務を取り扱う期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 令和7年4月1日 |
| 3 契 約 金 額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●
氏名 堤 直 美
資格 公認会計士 |

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整 理 番 号				路 線 名	起 終 点 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	1	1 1	1 0	東 8 条 3 丁 目 2 号 線	東 8 条 3 丁 目 1 番 地 の 1 0 地 先 東 8 条 3 丁 目 1 番 地 の 1 3 地 先
8 E	2	161	3 7	春 光 6 条 6 丁 目 2 号 線	春 光 6 条 6 丁 目 6 6 番 地 の 1 地 先 春 光 6 条 6 丁 目 5 3 番 地 の 1 地 先
8 E	4	1 3	1 2	旭 神 2 条 2 丁 目 6 号 線	旭 神 2 条 2 丁 目 6 番 地 の 9 8 地 先 旭 神 2 条 2 丁 目 6 番 地 の 1 1 8 地 先
8 E	4	1 3	1 3	旭 神 2 条 2 丁 目 7 号 線	旭 神 2 条 2 丁 目 6 番 地 の 1 0 5 地 先 旭 神 2 条 2 丁 目 6 番 地 の 1 0 2 地 先
8 E	4	1 3	1 4	旭 神 2 条 2 丁 目 8 号 線	旭 神 2 条 2 丁 目 6 番 地 の 1 1 3 地 先 旭 神 2 条 2 丁 目 6 番 地 の 1 1 0 地 先

8 E	4	1 3	1 5	旭神 2 条 2 丁目 9 号線	旭神 2 条 2 丁目 6 番地の 9 0 地先 旭神 2 条 2 丁目 6 番地の 1 2 0 地先
-----	---	-----	-----	------------------	--

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月19日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額	専決処分年月日	事案発生年月日 及 び 場 所
102,972円	令和7年2月4日	令和2年5月21日，同年7月21日， 同年8月21日及び同年9月18日 旭川市6条通8丁目